

## よくあるご質問

### （管理費、共益費等の取扱い）

支給対象となる住宅の家賃月額には、管理費、共益費は含まれるのか。  
また、駐車場代や光熱水費が一体となって、家賃に含まれている場合の取扱い如何。

答 管理費や共益費は、支給対象となる住宅の家賃月額には含まれません。  
また、家賃に駐車場代や光熱水費が含まれている場合には、貸主に家賃分を区分して提示していただく必要があります。

### （対象家賃）

支給対象となる住宅の家賃には、何が該当するのか。

答 本給付の支給対象は、初期費用として支払を要する家賃の翌月分以降の家賃相当額です。

申請者が新規に住宅を賃借する場合で、住宅入居初期費用（敷金・礼金、家賃（入居に際し当初に支払いを要する家賃）等）の支払いに社会福祉協議会の「総合支援資金」の貸付を利用する場合には、

様式（2-1）の裏面

- ①「初期費用」
- ②「振込口座」の「初期費用振込先口座」 に記載をしてください。

※記載前に、申請者に社会福祉協議会の「総合支援資金」の貸付を利用するか、ご確認をお願いします。

### （支給対象月）

不動産媒介業者等が、対象となる家賃に対して、前月支給を求めた場合の対応如何。

答 支給日については、対象となる家賃に対して、前月支給でも当月支給でも可能です。

### **(住宅確保給付金の入金)**

住居確保給付金の支給方法について、申請者が貸主等の口座への振込に同意せず、自らの口座への振込を求める場合や、貸主等が、申請者からの直接振込を求める場合の取扱い如何。

また、貸主等が、口座振込ではなく、現金支払いを求める場合の取扱い如何。

答 住居確保給付金の支給方法については、貸主等が代理受領等することとなっており、申請者には、申請時に貸主等の口座への振込等への同意を求めています。したがって、支給に当たり、貸主等の口座への振込等に同意しない者に対しては原則支給されません。

貸主等が、申請者からの直接振込を求める場合についても、貸主等が代理受領等することとなっていることため、貸主等への口座への振込等に理解いただくようお願いいたします。

なお、受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主等に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限りません。

### **(住居確保給付金の振込先)**

住居確保給付金の振込先については、「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）」において、「貸主又は貸主から委託を受けた事業者」となっているが、「委託を受けた事業者」には家賃保証会社も含まれるとの認識で差し支えないか。

答 貸主との契約があるという前提ではあるが、「委託を受けた事業者」には、不動産媒介業者のみならず、家賃保証会社、住宅管理会社、サブリース業者も含まれます。

### **(ゲストハウス、ウィークリーマンション、マンスリーマンションの取扱い)**

ゲストハウス、ウィークリーマンション、マンスリーマンションの取扱い如何。

答 定期建物賃貸契約が結ばれているゲストハウス等についても一般の定期建物賃貸契約の場合と同様に取り扱われます。

定期建物賃貸契約の物件については、住居確保給付金を利用して入居した場合、契約期間満了による退去と同時に住居確保給付金を中止することとなります。

ただし、入居者が管理人等に支払うものについて、書面上、家賃ではなく利用料と表示していたり、賃貸借契約を結ばず、もしくは類似するものを結んだ上で、入居者には入居証明書等を交付しているような取り扱いをしている場合は、当該契約書が一般的な定期建物賃貸借契約及び定期建物賃貸借契約(以下(賃貸借契約等)という)の内容になっているか等を基に支給対象の物件であるかどうかを自治体が判断します。

また、ゲストハウス事業者が宅地建物取引業者である場合は、賃貸契約等の締結の前に、重要事項説明を行う必要があることから、その事実の有無を自治体により確認されます。

#### **(住宅に入居後、早期退去した場合)**

支給期間中に、住宅から退去した場合どうなるのか。

答 住宅から退去した場合には、福祉事務所は支給を中止する必要があります。支給元の自治体福祉事務所か自立相談支援機関にご連絡いただきますようお願いいたします。

#### **(受給者が住宅を退去した場合の既支払済み家賃の取り扱い)**

住居確保給付金を受給していた者が、受給期間中に無断で退去した場合、既に住宅の貸主へ支払われた住居確保給付金について返還を求められるのか。

答 貸主としては受給者を居住させる対価ということで家賃(住居確保給付金)を受け取っており、貸主側に落ち度はないことから、既に支払った給付(退去した月の日割分を含む)については貸主へ返還を求めることは基本的にはありません。

しかし、貸主側が退去日以降の家賃(日割計算)について、返還を申し出た場合は、自治体から貸主に対し納入告知書を発行し、それを貸主へ送付し、それに基づき自治体へ返納してもらうこととなります。貸主から退去した受給者本人へ返還することではないので留意してください。

### **(賃料のクレジットカード払いについて)**

住居確保給付金の受給者が居住する(又は居住しようとする)住宅において、貸主等の意向により、賃料の支払方法がクレジットカード払いに定められている場合、どのように取り扱うのか。

答 新たに賃貸住宅へ入居する方が提出する様式2-1「入居予定住宅に関する状況通知書」、すでに賃貸住宅に入居している方が提出する様式2-2「入居住宅に関する状況通知書」には不動産媒介事業者等記入をしていただく欄があります。各様式にクレジット払いにより賃料を支払う必要がある場合は、チェックボックスにチェックするように定められているので、記載例に沿って記入を行ってください。

※いずれの様式も令和2年5月29日付で修正しているご注意ください。

なお、口座振替等による支払方法に変更することが可能な場合は、支払い方法の変更手続きを行っていただく場合があります。